

身体拘束防止及び発生時対応マニュアル

特定非営利活動法人 「星とたんぽぽ」

児童発達支援・放課後等デイサービス「星とたんぽぽ」

児童発達支援・保育所等訪問支援「星とたんぽぽいっぽずつ」

身体拘束防止及び発生時対応マニュアル

1.はじめに

障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、特定非営利活動法人 星とたんぼぼが運営する障害児通所支援事業所において、身体拘束を未然に防止するため、及び、やむを得ない場合の対応等を定め、児童の利益の擁護のためにマニュアルを策定する。

身体拘束の禁止と支援の向上について

1・身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ①支援者が抱きかかえる、抱き上げる等で行動を制限する。
- ②支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ③支援者が自分の体で利用者の動線を塞ぎ行動を制限する。
- ④自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

2・やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001年3月)に基づく次の要件に沿って検討する方法等が考えられます。

なお、以下の3要件のすべてに当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は組織

的にかつ慎重に行います。

(1)やむを得ず身体拘束を行う場合の3要素

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行なうことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行なうことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。

また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要因となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。拘束は一時的なものであり、状況が改善されれば速やかに解除されること。

これら3つの要素をすべて満たしている場合に限り、身体拘束が認められます。また、身体拘束を行う際には、本人や家族への説明、記録、定期的な再評価などが不可欠です。

(2)やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

①組織による決定と個別支援計画への記載

事前にわかる範囲で、やむを得ず身体拘束を行う事が想定される場合、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、児童発達支援管理責任者、運営規定に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切となります。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものとなります。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個

別の支援を検討することが重要となります。

②本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要となります。

③必要な事項の記録

また、身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

3・身体拘束としての行動制限について

障害者支援施設等において、特に行動障害のある利用者が興奮して他の利用者を叩く、噛みつく、物を投げる等の行為や自傷行為などがあるときには、やむを得ず利用者を居室に隔離したり、身体を拘束したりする等の行動制限を行わざるを得ない場面があると思われます。そのような場面に、やむを得ず行動制限をする必要があったとしても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。

職員の行動障害に対する知識や支援技術を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして職員全体で支援の質の向上に取り組む必要があります。

附則

このマニュアルは、令和6年4月1日から施行する